#### 1 いじめの定義の確認

#### いじめ防止対策推進法 第二条より

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通して行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## (A さんに対しての) いじめの具体例

- ○AさんはBさんから購買の順番を抜かされて悲しい顔をしていることが度々ある。
- ○就職試験が近いにも関わらず、ゲームばかりをしているAさんにBさんは、こんなことでは希望している企業に合格できないとゲームを止めるよう繰り返し注意をした。Aさんは、何度も同じことを言われ苦痛になっている。
- ○数学の問題を解こうとしていたAさんに対し、Bさんが親切心から解き方と答えを教えたところ、あと一息で正解にたどりつこうとしていたAさんが泣きだした。
- A さんは、B さん、C さんと休み時間によく一緒に遊んでいる。最近は、教室でプロレスごっこがはやっており過激になってきている。同じクラスの生徒が担任の先生に「B、Cはプロレスをやっている際、かなり乱暴。A は 2 人にやられている。」との話があった。担任が A さんに直接確認したところ「大丈夫です。」と答えていた。
- A さんを含むクラス内の 2 つのグループが相互にネット上で悪口を言い合っていた。一方のグループが、携帯電話の記録を示し、いじめを受けていると主張したところ、もう一方のグループは、自分たちの方がひどいことを言われていると主張した。先生が確認したところ、ほぼ同程度の悪口の言い合いだったため、「けんか」と判断した。
- ○Bさんは「その問題は簡単だからAさんでも解けるよ」と言うと、クラス中の生徒が笑った。Aさんはうつむいてしまった。
- ○スカートが嫌でスラックスをはいている女生徒のAさんを男子生徒がからかっていた。
- ○自然災害で県外から転学してきたAさんにBさんは「いつ故郷に帰るの」などと繰り返し話した。

## 2 「いじめ対策委員会」の組織

委員長……校長

委員構成…教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導部長、各年次主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

- ※必要に応じて学級担任、部活動顧問、スクールカウンセラー、その他専門家を加える。
- ○校長の指示のもといじめ対策推進教員を中心に情報を集約し伝達、共有を図る。

- ○校内に「いじめ防止対策委員会(定期開催)」と「いじめ認知時対応委員会(認知時開催)」を組織し、様々な教育活動を通した未然防止に取り組むとともに、いじめが 疑われる事態を把握した際には、積極的に認知し早期の解決に向け組織的に対応する。
- ○いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する職員研修を年間計画に位置付け、個々の教職員の異なる理解や認識に基づく「温度差」を取り除き、共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図る。
- ○保護者、地域、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察、児童相 談所など関係機関と連携を図る。

# 3 未然防止への取組

- ○生徒と職員との信頼関係の構築。
- ○生徒がいじめを相談しやすい体制づくり。
- ○教職員の人権感覚の育成。
- ○保護者との信頼関係を深め、保護者と情報の共有。
- ○生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口の明確化。

# 4 学級づくり及び学習指導の充実

- ○「いじめはどの子供にも起こり得る」という意識を持った教育活動の実施。
- ○「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」の育成。
- ○QAを活用した「集団づくり」や「授業づくり」への取組の充実。
- ○生徒会を中心としたいじめ未然防止活動の実施。
- ○SNSなどの情報機器の適切な使い方について指導の実施。

### 5 いじめの早期解決への取組

- ○いじめを相談しやすい雰囲気作りと生徒と職員との信頼関係の構築。
- ○いじめを受けた生徒を徹底的に守り通す体制づくり。
- ○いじめを受けたとされる生徒や保護者の立場での対応。
- ○いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで 安易に解決したと思い込むことなく、組織的かつ継続的に対応の実施。
- ○いじめを行った生徒については、行為の善悪をしっかり理解させるとともに反省させ、 二度といじめることのないよう、学校組織として継続しての指導の実施。
- ○双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致 協力していじめの解決に向けての取組の実施。
- ○いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度の育成。
- ○いじめ解決後も、いじめを受けたとされる生徒、いじめを行った生徒の双方を継続的 に指導・援助し、良好な人間関係の構築への努力。
- ※ 以上の取組により令和元年度いじめ認知件数9件の縮減を図る。